

福島市公告第7号

令和6年度福島市立小・中・特別支援学校ICT支援業務委託について、下記のとおり業務委託I型による制限付一般競争入札を行うので、福島市財務規則(以下「財務規則」という。)第164条に基づき公告する。

令和6年1月16日

福島市長 木 幡 浩

記

1	委託名	令和6年度福島市立小・中・特別支援学校ICT支援業務委託		
2	委託場所	福島市の指定する場所		
3	委託概要	教育機関におけるICT機器を活用した授業の質向上に向け、専門的な知識を持つICT支援員による、教育委員会職員および教職員への支援体制の構築		
4	履行期限	令和7年3月31日(月)		
5	予定価格	非公表		
6	最低制限価格	有		
低入札価格調査について				
7	① 調査基準価格	無		
	② 失格基準価格	無		
8	入札参加形態	単体企業		
9	入札参加資格要件	次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、市長による当該業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者		
	①	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者		
	②	令和5・6年度福島市業務委託有資格業者名簿に登録されている者		
	③	登録内容	その他業務の登録のある者	
	④	所在地区分		
	⑤	許可資格等		
	⑥	技術者の配置	統括責任者として、教育情報化コーディネータ3級以上を有する者又はICT支援員の認定資格を有する者を配置できる者 ICT支援員として、ICT支援員の認定資格を有する者又は一般社団法人ICT支援員普及促進協会による講習(ブロンズもしくはシルバー)を受講し、その修了認定を受けている者又は情報処理技術者試験(情報処理の促進に関する法律第7条の規定により実施した試験)のいずれかの合格者を配置できる者	
	⑦	資格総合点数		
	⑧	福島市において競争入札参加停止期間中でない者		
	⑨	業務実績		
⑩		破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)の規定による和議開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て(ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)、又は会社法(平成17年法律第86号)の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。		
設計図書等の交付等について				
10	①	交付場所	福島市財務部契約検査課	
	②	期間	令和6年1月16日(火)から令和6年1月31日(水)までの毎日 (ただし、土・日・祝日等の休日を除く)午前9時から午後4時まで	
	③	交付方法	仕様書等を1者に一部交付する。	
	④	質問について		
		i	質問方法	書面(様式6)により、契約検査課に持参すること(郵送・電送は不可)
		ii	質問期限	令和6年1月31日(水) 正午まで
		iii	質問に対する回答	福島市ホームページに掲載する。
iv	回答閲覧期間	令和6年2月6日(火)から令和6年2月21日(水)まで		
⑤	その他	期間内に仕様書等の交付を受けていない方は入札参加申請できません。		

	入札参加資格の確認申請について	
11		入札参加資格の確認申請の提出書類 ・技術資料の作成に係る費用は提出者の負担とする。 ・提出された技術資料を市は無断で使用することができないものとする。 ・提出された提出資料の返却、差替えは認められない。
	① i	資格確認申請書 別紙様式1 競争入札参加資格確認申請書
	ii	施行実績
	iii	配置予定の技術者 別紙様式3 配置予定技術者の資格・業務経歴(資料は①) ①配置予定技術者の資格証・合格証明書等の写し添付
	iv	その他の提出書類
	② 提出方法	窓口へ持参(郵送・電送は不可)
	③ 提出先	福島市財務部契約検査課
	④ 提出期間	令和6年1月17日(水)から令和6年2月7日(水)まで (ただし、土・日・祝日等の休日を除く)午前9時から午後4時まで
12	入札参加資格の決定	令和6年2月13日(火)ただし参加資格者は入札時まで非公表 ・競争入札参加資格確認通知書及び入札書は決定後郵便にて送付する。 ・入札参加資格がないと認められた者には理由の説明を求めることができる。
	入札方法について	
13	① 入札方法	入札執行回数は2回を限度とし、郵便、電信による入札は不可
	② 入札日時	令和6年2月21日(水) 午前10時08分
	③ 入札場所	福島市役所本庁舎 入札室 [〒960-8601福島市五老内町3番1号]
	④ その他	・競争入札参加資格確認通知書(写)を必ず持参すること。 ・競争入札心得による。(市ホームページ参照)
14	入札保証金	免除
15	契約保証金	請負代金の100分の10以上の額とし、福島市工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条第1項各号(以下参照)に掲げるいずれかの保証を付するものとする。 第1号 契約保証金の納付 第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出 第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証 第4号 公共工事履行保証証券による保証 第5号 履行保証保険(定額填補による付保)の締結
16	支払条件・契約条項	福島市業務委託契約条項並びに競争入札心得第11条による。なお、委託代金の支払は、委託金額の記載にかかわらず、12回の分割支払いとする。
17	特約条項	この契約は債務負担行為につき、次の特約条項を付するものとする。 (特約条項条文) 1. 本契約における支払条件については次のとおりとする。 (1)この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における委託代金の支払限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。 令和5年度 委託金額 0円 令和6年度 委託金額 全額 (2)発注者は、予算の都合による等必要があるときは、(1)の支払限度額を変更することができる。
18	契約書作成の要否	要
19	火災保険等の付保	
20	入札の無効	本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 なお、市長により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後競争入札参加停止措置を受けて入札時点において競争入札参加停止期間中である者等入札時点において記9に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。
21	入札の中止について	1、本件は、参加資格者が1者以上あれば実施するものとする。 2、本件入札に関し、不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは入札を中止又は延期することがある。
22	問い合わせ先	財務部契約検査課[〒960-8601福島市五老内町3番1号 (電話024-525-3705 FAX 024-536-1876)]